

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 生涯研修センター運営設置規程

規程第 21 号

2017 年 9 月 30 日制定

## (目的)

**第 1 条** 本規程は、公益社団法人日本社会福祉士会から移管された研修の企画・運営、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）において組織によって企画・運営される研修の情報把握や対象者への情報提供、ならびに研修参加履歴の管理などを行うために生涯研修センター（以下「センター」という。）を設置するとともに、必要な運営事項を定める。

また、研修企画・運営に必要な要件を全体把握することで効率化を図り、社会福祉士の資質向上につながる事業運営を目指す。

## (組織)

**第 2 条** センター長は本会会長とする。

2 センター事務局は、本会事務局とする。

3 センター担当理事は、理事会から選任する。

4 センターの運営については、センター運営委員が行う。

5 センター運営委員（以下「運営委員」という。）は、センター長、センター事務局、センター担当理事に加え、研修を運営する委員会及び各地区ブロックの代表で構成する。

6 センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、運営委員を構成員とする。

7 運営委員会には、センター長が指名した会員等も参加できる。

8 基礎研修運営チームは、基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを修了した者等で構成する。

## (運営)

**第 3 条** 第 2 条第 5 項に規定する組織の研修の実施責任はセンター（センター長）が負う。

2 前項において行う研修は、運営する組織が主管となる。

3 基礎研修運営チームは、基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを運営・実施する。

4 認証研修は、センター及び主管する組織が中心となって運営・実施する。

5 スーパービジョンの実施主体はセンターが中心となって運営・実施する。

6 センター長及びセンター担当理事は、センター運営に必要な事項について協議するため、センター担当理事会議を必要に応じて開催する。

7 センター事務局は、本会で行う全ての研修の研修履歴、第 2 条第 5 項に規定する委員会の予算管理、会員への情報提供業務を行う。

**(運営委員会)**

**第4条** 運営委員会は、センター長が招集する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて開催し、基礎研修を含むすべての研修の企画及び運営・実施に係る要件を検討する場とする。
- 3 運営委員は各組織から提出される研修の企画・運営情報の調整を行う。
- 4 提出された研修の企画・運営情報は事務局で集約し、年間スケジュールを作成する。
- 5 研修を開催した後は、運営委員会が研修実施報告書にて事後の検討を行う。

**(日本社会福祉士会生涯研修センターとの連携)**

**第5条** 日本社会福祉士会生涯研修センターの生涯研修委員は、運営委員より選任し、日本社会福祉士会生涯研修センターとの連携をはかる。

**(予算)**

**第6条** 予算については、研修実施主体となる組織が、それぞれの研修収支計画書を作成し、それを基にセンター事務局が生涯研修センターの予算書を作成する。

**(収支報告)**

**第7条** 収支報告については、研修実施主体となる組織が、それぞれの研修収支報告書を作成し、それを基にセンター事務局がセンターの収支報告書を作成する。

**(規程変更)**

**第8条** この規程の改廃は、理事会承認を得るものとする。

**附 則**

- 1 この規程は、2017年9月30日から施行する。